

もう一度確認 教職員の熱中症対策

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場での熱中症対策の強化(体制の整備・手順の作成・関係者への周知が義務付け)が求められています。子どもたちだけでなく、教職員の熱中症対策も大切です。職場とご自身の熱中症対策について、もう一度確認してみましょう。

熱中症による死亡は、ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」によるもの。従来の熱中症予防対策に加え、熱中症のリスク者の早期発見+発見したその場で、重症化を防ぐための状況に応じた迅速かつ適切な対応が必要です。

見つける

判断する

対処する



熱中症対策強化の対象

「WBGT28度以上」または「気温31度以上」の環境下で、「連続1時間以上」または「1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

注 活動の強度や状況によっては、それ以下の気温・時間でも熱中症リスクが高まることに注意した対応が必要です。

こんな場面ありませんか？



体育など屋外授業の準備・授業



熱中症の予防

詳しくは、「熱中症対策マニュアル(第5版)」P1～参照



高血圧や心臓病、糖尿病など、持病のある方は熱中症のリスクが高くなります。各自でできる具体的な熱中症予防対策について、かかりつけ医に相談しましょう。

持病がなくても、加齢による体の変化やその日の体調(風邪気味、睡眠不足、二日酔い、夏バテ…など)によってもリスクが高まります。

熱中症対策(手順や連絡体制)を校内で共有

各校での共有方法の一例…

- 朝礼やミーティングでの周知
- メール・チャット等での通知
- 分かりやすい場所への掲示



早期発見・対処のために…

- 活動前の体調チェック
- 屋外活動・単独活動時は時間や場所を伝え、緊急時の対応を確認

